



2014年11月6日

各 位

会 社 名 コナミ株式会社
代表者名 代表取締役社長 上月 拓也
(コード：9766、東証第1部)
問合せ先 財務・経理部長 本林 純一
(TEL. 03-5771-0222)

米国預託証券のニューヨーク証券取引所における上場廃止申請 及び米国証券取引委員会への登録廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」）における米国預託証券（以下、「ADR」）の上場廃止及び米国証券取引委員会（以下、「SEC」）への登録廃止の申請を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2002年9月、資金調達手段の多様化や米国における知名度向上等を目的に、NYSEにADRを上場いたしました。以来、米国証券取引法に基づく開示義務への対応、米国会計基準による連結財務諸表の作成及び米国企業改革法の求める内部統制の構築を通じて、積極的な情報開示に努めてまいりました。

一方、日本の証券市場の国際化が進展し、外国人投資家の日本市場での株式取引が大幅に増加したことや、日本の法令及び会計基準等の改正により日米における開示や内部統制に関する規制の差異解消が進展する等、証券市場を巡る環境には大きな変化がありました。

上場当初に掲げた目的は現時点ではほぼ達成した一方で、上述の環境変化やNYSEにおける当社ADRの取引高が少ないこと等を鑑み、上場を継続する経済合理性が低下したと判断し、NYSE上場廃止及びSEC登録廃止の申請を行うことを当社は決定いたしました。

2. 上場を継続する取引所

東京証券取引所、ロンドン証券取引所

3. NYSE 上場廃止及び SEC 登録廃止に関する予定

2015年 4月上旬	NYSE に対して上場廃止を通知
4月中旬	NYSE 上場廃止及び SEC 登録廃止の申請書 (Form25) を提出
4月下旬	NYSE 上場廃止の完了 米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請 (Form15F)
7月	SEC 登録廃止の完了及び米国証券取引法に基づく継続開示義務終了

なお、SEC から審査期間の延長・申請却下等の通知があった際には、その後のスケジュール等に変更が生じる場合があります。

4. 今後の対応

当社は、NYSE 上場廃止後も米国における ADR プログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社 ADR の取引は可能となる見込みです。

また、SEC 登録廃止により、年次報告書 (Form20-F) を含む米国証券取引法に基づく開示義務は終了いたしますが、当社の財務諸表やその他の情報の英文による開示は当社ホームページ上で継続し、海外の株主及び投資家の皆様に対する適切な情報提供に努めてまいります。

なお、当社は 2015 年 3 月期の有価証券報告書から、従来の米国会計基準に替えて、国際会計基準 (IFRS) による連結財務諸表を作成・開示する予定です。

5. 当社 ADR に関する問合せ先

JPMorgan Service Center (米国)

電話番号： 1-800-990-1135 (米国内通話無料)
1-651-453-2128 (米国外から)

ウェブサイト： www.adr.com

E-Mail： jpmorgan.adr@wellsfargo.com

(営業時間は米国東部時間の平日午前 7 時から午後 7 時まで)

以 上